

# 令和3年度(2021年度)における 行財政改革の取組状況

令和4年(2022年)2月  
船橋市

## 新たな行革のステージ“さらなる行革”の取組

平成31年(2019年)3月に策定した行財政改革推進プランにおいては、令和元年度(2019年度)・令和2年度(2020年度)の2年間を集中取組期間とし、行財政改革の推進を図ってきました。

今後も少子高齢化の進行、市債残高の増加等が見込まれる中で、市民サービスの維持・向上を図り、持続可能な行財政運営を目指すため、令和3年度については以下の取組みを行いました。

### 1. さらなる行革における「2つの基本方針」

さらなる行革の取組に当たっては、2つの基本方針を掲げています。

	基本方針	概要
1	行政の経営資源を「最適化」する	◆ 財源(カネ)、人材(ヒト)、施設(ハコ)などの限られた経営資源を効果的に運用。 ◆ 徹底的な無駄の排除による効率化を図る。
2	「時代の変化」をとらえる	◆ 時代の変化を的確にとらえ、事業や仕事のこれまでのやり方や考え方を変えていく。 ◆ 多様化する市民ニーズ、高齢化のさらなる進行などの社会情勢の変化に対応。

### 2. さらなる行革における「3つの取組項目」

さらなる行革の取組に当たっては、3つの取組項目により、事業規模や人員配置、施設の状況等の課題を抽出し、見直しに着手すべき内容を洗い出していくこととしています。

	項目	概要
1	組織の最適化・人件費の抑制	◆ 限られた人材を効率的に運用するため、業務執行体制の見直しを行い、組織の最適化を図る。
2	事業の検証と見直し	◆ 限られた財源を効率的に運用するため、時代の変化・利用状況の増減・トータルコスト等を踏まえ、事業の検証・見直しを行い、事業の最適化を図る。
3	公共施設の最適化	◆ 限られた資産を効率的に運用するため、ファシリティマネジメントを推進し、建築物のライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化を図る。 ◆ 保全事業を含めた大規模事業の優先順位付けを行い、計画的に事業を実施。

## 令和3年度における具体的な取組

### 1. 組織の最適化・人件費の抑制

限られた人材を効率的に運用するため、業務執行体制の見直しにより、組織の最適化を図り、人件費の抑制に向けた取り組みを行いました。

#### (1) 業務執行体制の見直しに関する取組

	項目	担当課	取組内容	効果見込み
1	RPAを活用した定型・反復業務の効率化	情報システム課	市民税課、生活支援課の入力業務等、11課84業務でRPAを活用。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7,485時間の削減見込み。</li> <li>・ 業務負担の軽減</li> <li>・ 事務処理の迅速化</li> </ul>
2	電子決裁の導入による文書管理業務の効率化	総務課	令和4年4月からの運用開始に向け、システムの構築、運用基準等の整備、例規改正などを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決裁の迅速化</li> <li>・ 紙使用量の削減</li> <li>・ 文書探索時間の軽減</li> </ul>
3	庁内会議のWeb会議化による移動時間の削減	情報システム課	国や県等とのWeb会議を実施するための環境を整備。庁内会議についても全庁にニーズ調査を実施し、Web会議を推進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ禍における事業継続が可能</li> <li>・ 移動時間及び準備時間の削減</li> <li>・ 紙使用量の削減</li> </ul>
4	オンライン申請による人事給与業務の効率化	職員課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子支給明細の電子申請化</li> <li>・ 号給決定通知書の電子化</li> <li>・ 会計年度任用職員の意向申告書の電子申請化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務負担の軽減</li> <li>・ 事務処理の迅速化</li> </ul>
5	情報共有・意見集約ツールを活用した照会・回答業務の効率化	総務課	令和3年6月に情報共有・意見集約ツールの運用手順を策定。全庁に周知し、活用を促進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務処理の迅速化</li> <li>・ 紙使用量の削減</li> </ul>

※ 上記1の取組については、令和元年度から継続的に取り組んでおり、令和元年度から3年度までの累計は、16,572時間の削減となる見込み。

参考) これまでの削減時間数

令和元年度 2,714 時間

令和2年度 6,373 時間

## (2) 窓口業務のデジタル化、業務システムの最適化に向けた取組

	項目	担当課	取組内容	効果見込み
1	押印廃止	総務課	3,800様式(押印が必要な様式の約7割に相当)の押印を廃止しており、残りの様式について、令和4年度の廃止に向け再調査を実施予定。	・ 市民等の押印負担の軽減 ・ オンライン申請の促進
2	オンライン申請の導入拡大	情報システム課	助成金交付申請やイベント申し込み等、オンライン申請可能な申請様式を465様式に拡大。利用件数は令和3年12月31日時点で約32,768件。	・ 24時間365日申請受付が可能、市役所に行かずに申請可能
3	基幹系システムのクラウドサービスへの移行	情報システム課	令和2年度は個人住民税システム等の14のシステム、令和3年度は障害者福祉システム等の6つの基幹系システムをクラウドサービスへ移行。(構築中のシステムを含む)	・ 令和3年度までで累計で約8,400万円の削減効果 ・ サーバ機器の管理及び保守等の負担軽減、BCP(事業継続計画)上のメリットの享受

## 2. 事業の検証と見直し

令和4年度以降の取組に向けて、事業検証と見直しの仕組みの検討を行っています。令和3年度末(3月)までに、具体的な取組内容を取りまとめる予定です。

## 3. 公共施設の最適化

ライフサイクルコスト(LCC)の縮減、公共施設の再配置による施設総量の最適化及び保全計画事業推進のための基金の設置検討により、ファシリティマネジメントの推進を図りました。

また、凍結期間を1年間延長した大規模事業について、可能な限りコスト縮減を図る手法に転換したほか、優先順位付け事業から外し一般事業とするなど、方向性を整理しました。

## (1) ファシリティマネジメントの推進

	項目	担当課	取組内容	効果見込み
1	公共施設の再配置	行政経営課、 財産管理課、 社会教育課、 文化課	視聴覚センターの見直しを実施したほか、(旧)吉澤野球博物館の跡地利用(解体条件付売却)の方向性を決定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約3,000万円(視聴覚センター・ふなばし市民大学校等)</li> <li>・歳入の確保((旧)吉澤野球博物館)</li> <li>・既存施設の効果的な活用</li> </ul>
2	船橋市公共施設保全等基金の設置	行政経営課	公共施設の計画的な保全及び更新(建替え)に必要な経費に充てることを目的とした「船橋市公共施設保全等基金」を設置予定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一(安定的な財源及び施設の安全性の確保)</li> </ul>

## (2) 普通建設事業の優先順位付け

	事業名	所管課	方向性
1	東部公民館建替事業	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の見直し(「建替事業」から「改修事業」に変更)</li> </ul>
2	美術館 (京成船橋駅東口再開発)	文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の見直し(建設見送り)</li> </ul>
3	国家公務員宿舎跡地活用事業 (行田住宅)	教育総務課、 施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続検討(取得当初との状況の変化に留意し、継続検討)</li> </ul>
4	国家公務員宿舎跡地活用事業 (二和住宅)	政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続検討(取得当初との状況の変化に留意し、継続検討)</li> </ul>
5	取掛西貝塚保存整備事業	文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事業として整理</li> </ul>
6	船橋駅南口市街地再開発事業 (駅前広場を含むC1、C2街区)	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事業として整理</li> </ul>
7	京成船橋駅東地区市街地再開発事業	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事業として整理</li> </ul>
8	海老川調節池上部利用事業	政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事業として整理</li> </ul>

## 行財政改革推進プランの継続事項の取組

行財政改革推進プランの6つの柱において、継続事項となった内容については、以下のとおり方針を決定しました。

### 1. 民間活力の積極的活用

#### (1) 指定管理者制度導入の推進

##### 【指定管理者制度導入に向けて具体的な検討を進める施設】

	項目	担当課	検討の方向性
1	市民文化ホール	市民文化 ホール	指定管理者制度の導入が適当と考えられるが、市民文化ホールの大規模改修の状況を踏まえて、具体的な検討を進める。
2	市民文化創造館		

##### 【直営を維持する施設】

	項目	担当課	検討の方向性
1	馬込霊園・習志野霊園（各霊堂を含む）	環境保全課	指定管理者制度による効果が見込めない施設であることから、直営を維持する。

##### 【指定管理者制度導入以外の検討をする施設】

	項目	担当課	検討の方向性
1	公民館	社会教育課	ソフト面・ハード面からの見直し・整理を優先して行う。
2	児童ホーム	地域子育て 支援課	施設のあり方・最適化の検討を優先して行う。
3	子育て支援センター		

#### (2) 委託の推進

	項目	担当課	取組内容
1	家庭系可燃ごみ収集業務委託の推進	資源循環課、クリーン推進課、清掃センター	委託による効果が見込めることから、今後、災害時を含めたごみ処理体制等も考慮しながら、委託化を推進していく。

## 2. 事業の精査と見直し

### 市単独事業の見直し

	項目	担当課	方針	取組内容	効果見込み
1	保育所建物賃借料補助金	子ども政策課	新規適用停止	・令和4年度から新規適用停止(現時点で補助をしている又は補助を前提に具体的な募集・協議が進んでいる事業に限り、現行制度の適用を継続)	新規適用停止
2	有価物・資源ごみ回収費(協力金)	クリーン推進課	廃止	・令和4年度上期分(令和4年4月～9月回収分)をもって廃止	約6,890万円

※ 効果見込み額は、令和3年度当初予算額との比較による事業見直し完了後の削減額。